防 総 政 第 4 号
令和８年 11 月２日

国民のみなさまへ

防災大臣　　細野　豪志

事前防災徹底のための緊急要請

日頃から防災の取組にご協力いただきありがとうございます。

我が国では、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火などの国難級の災害の発生が懸念されています。政府としては、本日、防災庁を設置し、大規模災害の発生時には、国、都道府県、市町村が一丸となり災害対応に全力を挙げます。

しかしながら、国難級の災害では、行政だけによる対応には限界があるため、国民のみなさま一人一人が「自らの命は自らが守る」ことが必要です。みなさまがしっかり備えることで、被害を大きく減らすことができます。

このため、国民のみなさまに対し、次のことをあらためて徹底するよう要請します。

１　家屋の耐震診断、耐震化、家具の固定

昭和 56 年以前に建てられた家については、耐震診断を行ってください。改修が必要となり、費用負担が大きいときには、寝室やリビングなど一部だけでも実施して、家の中に安全な空間をつくることも考えられます。

また、大地震では、固定していない家具は必ず倒れると思ってください。家が無事でも、家具の下敷きとなり、命を失ったり、大けがをしたりすることがあります。家具・家電の固定や配置の見直しを行ってください。

2　水・食料、携帯用トイレ等の備蓄

大災害では、すぐに助けが来るとは限りません。最低３日間、できれば１週間分の水や食料を備蓄してください。

飲料水は、食事に使うものも含め、一人あたり一日３リットル必要です。また、携帯用トイレやティッシュ、トイレットペーパー等の生活用品も備えておきましょう。

日頃、使っているものを多めに買っておき、使ったら補充する習慣を身に付けましょう。

3　ハザードマップ、避難場所、避難経路の確認

「揺れやすさマップ」や「津波ハザードマップ」などのハザードマップを見て、自分の家や職場のリスクを把握してください。また、避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

4　非常持ち出し品の準備

避難生活で「すぐに必要になるもの」、「ないと困るもの」を考えてください。それらを非常持ち出し品として、リュック等に入れて、玄関などの持ち出しやすい場所に置いておきましょう。

5　防災訓練への参加

地域の防災訓練に参加してください。

避難、安否確認、炊き出しや簡易トイレの利用などの避難生活を体験してみましょう。また、災害時に、ご近所のみなさんと協力し合える関係を築いておきましょう。

以上